

令和元年度

浜松市の市税のすがた

～ 平成 30 年度市税決算の状況 ～

浜 松 市

目 次

I	浜松市の税のあらまし	1
1	はじめに	1
2	浜松市の税	2
3	平成 30 年度市税の決算状況	7
(1)	収入額の状況	7
(2)	収入率の状況	9
(3)	滞納繰越額の状況	10
(4)	滞納繰越額の現状	11
(5)	不納欠損処理の状況	12
	<参考> 令和元年度市税予算の概要	13
II	収入率向上・滞納額削減対策	15
1	収入率向上への姿勢	15
2	市税滞納削減アクションプラン	16
3	平成 30 年度の取組	17
(1)	現年課税分収入率の向上	17
(2)	累積滞納額の削減	18
(3)	その他の取組	18
4	収入率向上・滞納額削減対策の成果	19
(1)	現年課税分の推移	19
(2)	滞納繰越分の推移	20
5	今後の目標	21
III	国と地方	23
1	国と地方の税体系	23
2	国税、県税、市税の関連図（平成 30 年度浜松市決算額）	24
3	静岡地方税滞納整理機構	25
4	静岡県個人住民税徴収対策本部会議	25
5	寄附金制度	26
6	県費負担教職員制度権限移譲に伴う税源移譲	27
IV	統計からみた浜松市の税	29
1	指定都市と比べた浜松市の特徴	29
(1)	平成 30 年度決算税目別収入額構成比の比較	29
(2)	収入額の指定都市比較	30
(3)	平成 30 年度決算税目別収入率の比較（現年課税分）	31
(4)	収入率の指定都市比較	32
(5)	平成 30 年度決算税目別滞納繰越額の比較	33
(6)	滞納繰越額の指定都市比較	34
2	過去の決算と比べた平成 30 年度決算の特徴	35
(1)	税目別収入額の推移	35
(2)	収入額、収入率の推移	39
3	市民一人当たりの税額と歳出額	41
(1)	市民一人当たりの市税と歳出額の関係	41
(2)	市民一人当たりの個人市民税と法人市民税の税額	42

<注意>

本文中の表・図は、表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と計が一致しないことがあります。

I 浜松市の税のあらまし

1 はじめに

本市では、個人・法人市民税、固定資産税など 8 種類の税を賦課徴収しています。市税は、平成 30 年度浜松市一般会計決算で歳入額の 44%を占め、福祉・文化・教育・土木・衛生などの公共サービスを継続的に提供するための基幹財源となっています。市税は、広く市民にご負担いただくものであり、公平で適正な賦課と徴収を行うことが重要です。

そのため、平成 19 年度から 3 年ごとに「市税滞納削減アクションプラン」を策定し、収入率向上・滞納額削減のために様々な取組を行ってきました。その結果、平成 30 年度の現年課税分収入率は「第 4 次市税滞納削減アクションプラン（平成 28 年度策定）」の目標値（99.26%）を上回る 99.36%となり、累積滞納額も削減目標を達成することができました。

制度改正はもとより、第 4 次産業革命による ICTや AIの大幅な進展のほか、人口減少・少子高齢化の進行など市税を取り巻く環境は大きく変化しています。このような中でも、限られた行政資源を一層活用し、自主財源である市税収入を安定的に確保していくことは、持続可能なまちづくりを進める上での重要な課題です。

この「市税のすがた」は、市民に市税の決算状況を公表し、市税の状況と納税の重要性を理解していただくことを目的として作成しています。

2 浜松市の税

(1) 市民税

個人市民税

1月1日現在に市内に住所がある人などに課される税

一定以上の所得がある人に一律に課される「均等割」と、所得の額に応じて課される「所得割」がある。

(単位：人、千円)

区 分	納税義務者数		調定額	
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
普通徴収	106,834	106,579	9,820,605	13,370,519
年金特別徴収	54,201	54,093	1,847,175	2,363,562
給与特別徴収	274,291	278,950	36,081,763	47,060,926
合 計	411,162	415,517	47,749,543	62,795,007

※ 徴収方法が重複する納税義務者もいるため、徴収区分ごとの人数の合計値と表中の合計欄の値は一致しない。

【税制改正の内容】

- ・ 県費負担教職員制度権限移譲に伴う税源移譲

平成 29 年 4 月 1 日に、県費負担教職員の給与等の負担が道府県から指定都市へ移譲された。それに伴い、平成 30 年度課税分から、指定都市に住所を有する者の個人住民税所得割の税率 2%相当分が道府県から指定都市に税源移譲され、市民税の税率が 6%から 8%に、道府県民税の税率が 4%から 2%に変更された。

法人市民税

市内に事務所や事業所がある法人に課される税

資本金等の額や市内従業者数に応じて課される「均等割」と、所得の額に応じて課される「法人税割」がある。

(単位：人、千円)

区 分	納税義務者数		調定額	
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
法 人	21,528	21,684	11,296,578	13,872,101

【各税目の詳細】 個人市民税 市税のすがた「資料編」 P 1 2 ~ P 1 7

法人市民税 市税のすがた「資料編」 P 1 8 ~ P 2 2

【県費負担教職員制度権限移譲に伴う税源移譲】

本書 P 2 7、市税のすがた「資料編」 P 1 2

(2) 固定資産税

1月1日現在の固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者に課される税

(単位：人、千円)

区 分	納税義務者数		課税額	
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
土 地	218,394	219,393	18,752,454	18,758,133
家 屋	243,160	244,692	24,416,229	23,922,228
償却資産	12,204	12,489	10,048,282	10,660,836
国有資産等所在 市町村交付金	13	13	127,201	128,131
合 計	473,771	476,587	53,344,166	53,469,328

※ 課税区・土地・家屋・償却資産で重複等があり、表中の合計欄は実人数とは異なる。

(3) 軽自動車税

4月1日現在の原動機付自転車・オートバイ・軽自動車等の所有者に課される税

(単位：台、千円)

税 目	課税台数		調定額	
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
軽自動車税	323,587	324,438	2,048,269	2,144,589

【各税目の詳細】

固定資産税 市税のすがた「資料編」 P 2 3 ~ P 2 6

軽自動車税 市税のすがた「資料編」 P 2 7

(4) 市たばこ税

たばこ製造業者や輸入業者などが市内小売店にたばこを売り渡すときに課される税

(単位：本、千円)

税 目	売渡本数等		調定額	
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
市たばこ税	889, 531, 175	836, 143, 313	4, 613, 835	4, 493, 997
(臨時)市たばこ税 手持品課税	1, 259, 770	53, 624, 958	534	23, 294

【税制改正の内容】

- ・紙巻たばこ（一般品）と紙巻たばこ（旧 3 級品）の税率改正

平成 30 年 4 月 1 日に紙巻たばこ（旧 3 級品）の税率が 1, 000 本当たり 3, 355 円から 4, 000 円に引き上げられた。また、同 10 月 1 日には、紙巻たばこ（一般品）の税率が 1, 000 本当たり 5, 262 円から 5, 692 円に引き上げられた。これに伴い、手持品課税を 4 月と 10 月の 2 回実施した。

- ・「加熱式たばこ」の新設

加熱式たばこの普及に伴い、平成 30 年 10 月 1 日から「加熱式たばこ」の区分が新設された。また、課税方式については、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方法に見直し、令和 4 年 10 月 1 日までの 5 年間で、旧課税方式から新課税方式へ段階的に移行される。

【各税目の詳細】

市たばこ税 市税のすがた「資料編」 P 2 8

(5) 鉱産税

鉱物の採掘事業を行う鉱業者に対し課される税

(単位：トン、千円)

税 目	産出量		調定額	
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
鉱 産 税	34,636	36,035	24	25

(6) 入湯税

鉱泉浴場（温泉利用施設）の入湯客に対し課される税

環境衛生施設・鉱泉源の保護管理施設及び消防施設・その他消防活動に必要な施設の整備、並びに観光の振興に要する費用に充てられる目的税

(単位：人、千円)

税 目	入湯客数		調定額	
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
入 湯 税	855,035	762,662	128,255	114,399

【各税目の詳細】

鉱産税	市税のすがた「資料編」	P 2 8
入湯税	市税のすがた「資料編」	P 2 8

(7) 事業所税

市内の事務所・事業所で、法人や個人が行う事業に対し課される税

事業所等の床面積に対して課される「資産割」と、従業員の給与総額に対して課される「従業者割」がある。

都市環境の整備や改善に要する費用に充てられる目的税

(単位：人、千円)

区 分		納税義務者数		調定額	
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
事業に 係る分	資産割	1,407	1,394	4,202,877	4,273,142
	従業者割	275	270	864,899	877,341
合 計		1,682	1,664	5,067,776	5,150,483

(8) 都市計画税

1月1日現在の市街化区域内の土地・家屋の所有者に課される税

街路、公園、下水道整備などの都市計画事業や土地区画整理事業に充てられる目的税

(単位：人、千円)

区 分	納税義務者数		課税額	
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
土 地	129,602	130,269	3,821,828	3,839,065
家 屋	144,957	145,916	3,570,856	3,505,835
合 計	274,559	276,185	7,392,684	7,344,900

※ 課税区・土地・家屋で重複等があり、表中の合計欄は実人数とは異なる。

【各税目の詳細】

事業所税 市税のすがた「資料編」 P 2 9

都市計画税 市税のすがた「資料編」 P 2 3

3 平成 30 年度市税の決算状況

(1) 収入額の状況

(単位：百万円、%)

		① 平成 29 年度 決算額	② 平成 30 年度 最終予算	③ 平成 30 年度 決算額	④=③-① 決算 増減額	④÷① 決算 増減率	③-② 予算 増減額
市民 税	個人	47,831	62,473	62,669	14,838	31.02	196
	法人	11,323	13,189	13,884	2,561	22.62	695
固定資産税		53,421	53,297	53,519	98	0.18	222
軽自動車税		2,041	2,128	2,140	99	4.85	12
市たばこ税		4,614	4,503	4,517	△97	△2.10	14
事業所税		5,067	5,110	5,150	83	1.64	40
都市計画税		7,404	7,276	7,352	△52	△0.70	76
入湯税・鉱産税		129	124	114	△15	△11.63	△10
合 計		131,831	148,100	149,344	17,513	13.28	1,244

※現年課税分と滞納繰越分の合計額

※表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。

《平成 29 年度との比較》

市税収入額 1,493 億円 (平成 29 年度比 +175 億円)

個人市民税：627 億円

県費負担教職員制度権限移譲に伴う税源移譲などにより、約 148 億円の増収

法人市民税：139 億円

企業収益の改善などにより、約 26 億円の増収

固定資産税：535 億円

評価替えによる既存家屋の減価はあったものの、企業の設備投資による償却資産の増加などにより、約 1 億円の増収

軽自動車税：21 億円

軽四輪自動車の増加により、約 1 億円の増収

市たばこ税：45 億円

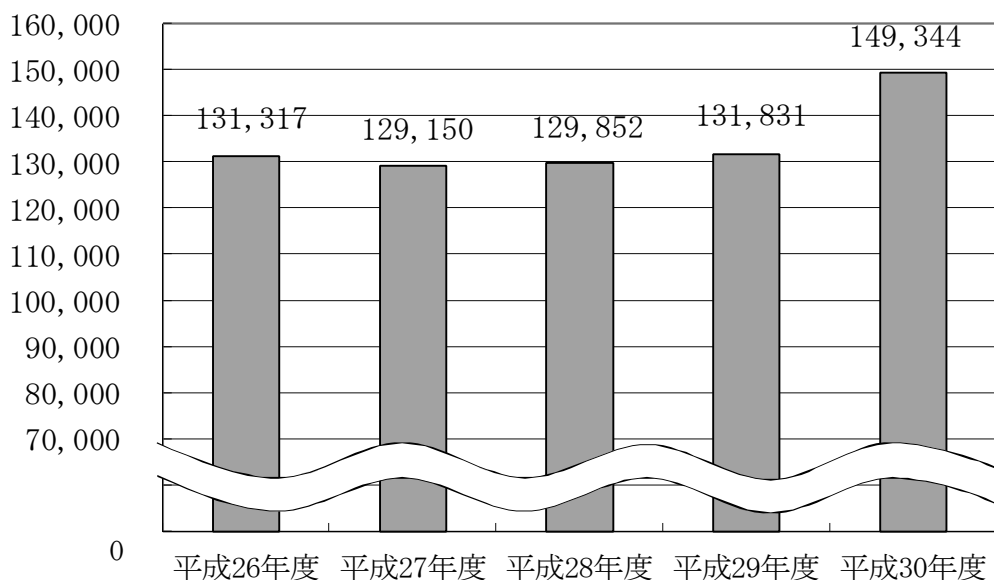
売渡本数の減少などにより、約 1 億円の減収

都市計画税：74 億円

評価替えによる既存家屋の減価などにより、約 0.5 億円の減収

市税収入額の推移

(百万円)



平成 27 年度は、法改正による法人市民税の税率引下げがあり、収入額が減少した。

平成 30 年度は、県費負担教職員制度権限移譲に伴う税源移譲があり、大きく増加した。

【決算の詳細】

市税のすがた「資料編」 P 5 ~ P 8

(2) 収入率の状況

平成 30 年度収入率

(単位：百万円、%・ポイント)

		① 平成 30 年度 調定額	② 平成 30 年度 収入額	③=②÷① 平成 30 年度 収入率	④ 平成 29 年度 収入率	③-④ 増減
市民税	個人	62,795	62,120	98.92	98.93	△0.01
	法人	13,872	13,867	99.96	100.07	△0.11
固定資産税		53,469	53,247	99.58	99.56	0.02
軽自動車税		2,145	2,119	98.79	98.68	0.11
市たばこ税		4,517	4,517	100.00	100.00	0.00
事業所税		5,150	5,148	99.96	99.89	0.07
都市計画税		7,345	7,314	99.58	99.56	0.02
入湯税・鉱産税		114	114	99.31	99.85	△0.54
現年課税分計		149,408	148,445	99.36	99.39	△0.03
滞納繰越分		2,596	898	34.60	32.77	1.83
合 計		152,005	149,344	98.25	97.89	0.36

※収入率は、円単位で計算

※表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。

《平成 29 年度との比較》

市税収入率（全体）：98.25%

収入率向上対策の推進などにより、多くの税目で現年課税分の収入率が上昇し、
全体の収入率は、前年度より 0.36 ポイントの増加

現年課税分収入率：99.36%

督促状や再発行納付書などをコンビニエンスストアで納付できるよう手段の拡大を
図ったが、前年度より 0.03 ポイントの減少

滞納繰越分収入率：34.60%

滞納繰越の削減が進み、解決が困難な滞納案件の割合が高くなる中で、徴収強化と
徴収不能判断の継続実施、各種納付書のコンビニエンスストアでの納付対応により、
収入率が前年度より 1.83 ポイントの増加

(3) 滞納繰越額の状況

(単位：百万円)

	① 平成 29 年度	② 平成 30 年度	②-① 増減
① 前年度末の滞納繰越額	3,037	2,607	△430
② ①のうち、収入額	992	898	△94
③ 執行停止額	194	110	△84
④ 時効額	88	110	22
⑤ 調整額（調定減）	△9	△9	0
⑥ 新規滞納額	853	997	144
⑦ 年度末滞納繰越額 ①-②-③-④+⑤+⑥	2,607	2,477	△130
⑧ 滞納繰越額の増減 ⑦-①	△430	△130	300

調定額に対する滞納繰越額の割合

(単位：百万円、%)

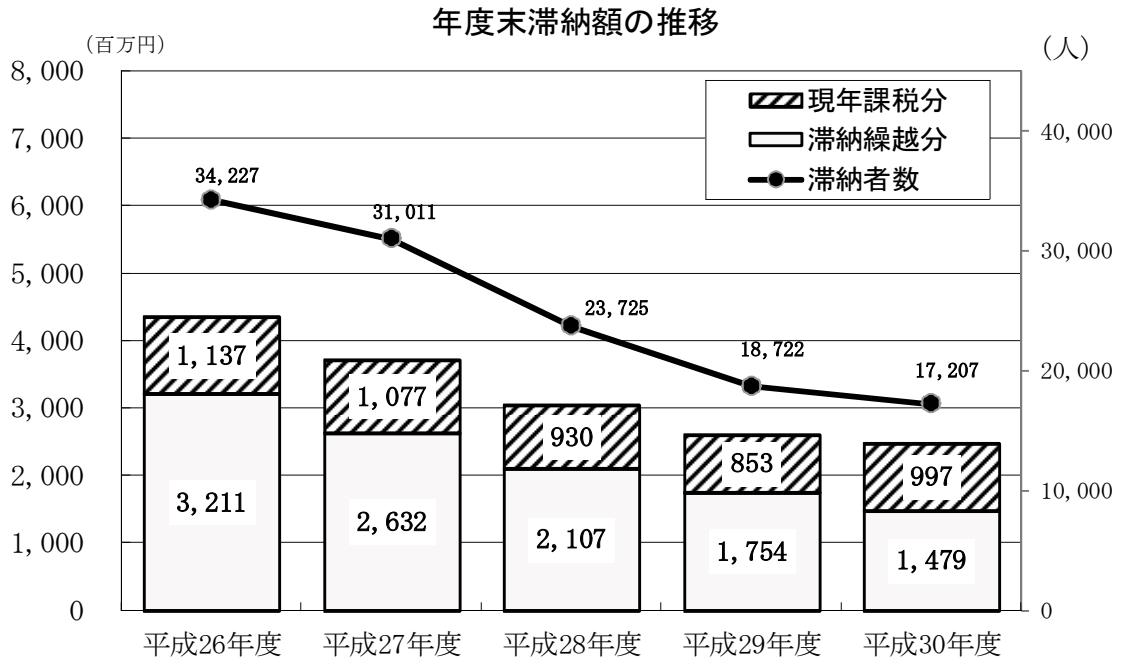
	平成 29 年度		平成 30 年度	
	税額	割合	税額	割合
調定額（現年課税分+滞納繰越額）	134,668	-	152,005	-
うち滞納繰越分調定額	3,026	2.25	2,596	1.71
年度末滞納繰越額	2,607	1.94	2,477	1.63

税目別内訳

(単位：百万円)

		① 平成 29 年度	② 平成 30 年度	②-① 増減
		滞納繰越額	市民税	
個人	1,672		1,660	△12
法人	59		53	△6
固定資産税	696		599	△97
軽自動車税	77		75	△2
事業所税	5		6	1
都市計画税	97		83	△14
その他の税	1		1	0
	合計	2,607	2,477	△130

(4) 滞納繰越額の現状



《平成 29 年度との比較》

平成 30 年度末滞納繰越額 24 億 8 千万円 (平成 29 年度比 △1 億 3 千万円)

- ・ 個人市民税の調定額が増加したことにより、現年課税分の滞納を翌年度に繰り越した額は前年度に比べ約 1 億 4 千万円増額の約 10 億円となった。
- ・ 年度末時点の滞納者人数は、前年度に比べ 1,515 人減少の 17,207 人となった。

(5) 不納欠損処理の状況

(単位：件、千円)

		①		②		②-①	
		平成 29 年度		平成 30 年度		増減	
		件数	税額	件数	税額	件数	税額
消滅時効	時効完成	2,460	25,217	2,839	32,991	379	7,774
	執行停止中 時効完成	5,079	62,675	5,937	76,798	858	14,123
滞納処分の 執行停止	執行停止 3年経過	802	26,354	995	23,880	193	△2,474
	即時 不納欠損	12,327	179,533	4,794	96,853	△7,533	△82,680
合 計		20,668	293,779	14,565	230,522	△6,103	△63,257

(単位：百万円、%・ポイント)

	①	②	②-①
	平成 29 年度	平成 30 年度	増減
調定額	134,668	152,005	17,337
不納欠損額	294	231	△63
調定額に占める 不納欠損割合	0.22	0.15	△0.07

不納欠損処理とは、滞納分の徴収が困難となり、徴収の見込みが立たなくなったとして、地方税法に従い市税の納付義務を消滅させることをいう。

《平成 29 年度との比較》

平成 30 年度の不納欠損額 2 億 3 千万円 (平成 29 年度比 △6 千万円)

- ・ 執行停止を伴わない消滅時効による不納欠損額の割合は増加 (H29: 8.6%→H30:14.3%) し、執行停止による不納欠損額の割合は減少 (H29: 91.4%→H30:85.7%) している。
- ・ 市税調定額に占める不納欠損額は、前年度から 0.07 ポイント減少し、0.15%となった。

<参考> 令和元年度市税予算の概要

(単位：百万円、%)

		① 平成30年度 当初予算	② 令和元年度 当初予算	③=②-① 比較増減	③÷① 伸び率	令和元年度 構成比
市民税	個人	62,473	64,910	2,437	3.9	42.8
	法人	10,889	12,812	1,923	17.7	8.5
固定資産税		52,657	54,447	1,790	3.4	35.9
軽自動車税		2,128	2,264	136	6.4	1.5
市たばこ税		4,543	4,396	△147	△3.24	2.9
事業所税		5,030	5,202	172	3.4	3.4
都市計画税		7,256	7,359	103	1.4	4.9
入湯税・鉱産税		124	111	△13	△10.5	0.1
合 計		145,100	151,500	6,400	4.4	-

※現年課税分と滞納繰越分の合計

※表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。

《平成30年度との比較》

市税予算総額 1,515 億円 (平成30年度当初比 +64 億円)

個人市民税

県費負担教職員制度権限移譲に伴う税源移譲の影響などを見込み、約24億円の増額

法人市民税

企業収益改善の影響を見込み、約20億円の増額

法人税(国税)税率引下げの影響により、約0.9億円の減額

固定資産税

家屋は新增築家屋の増加により、約8億円の増額

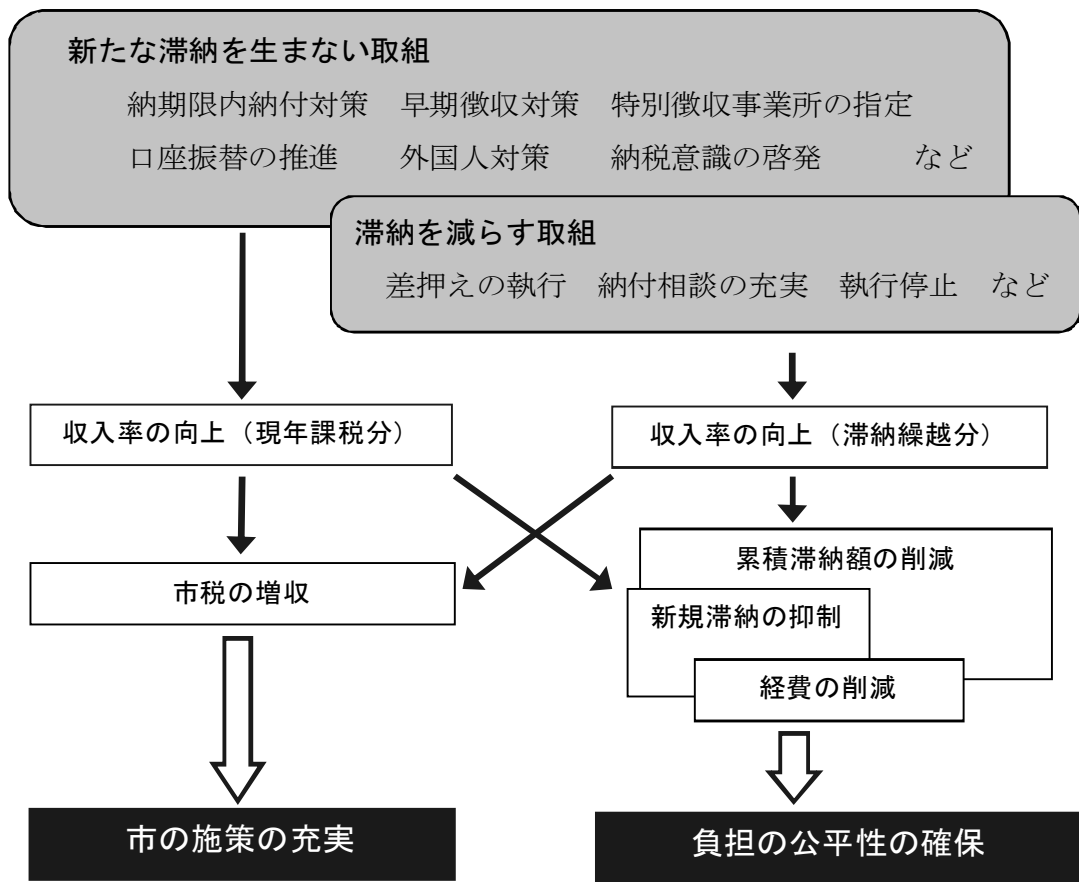
償却資産は新增設分償却資産の増により、約10億円の増額



II 収入率向上・滞納額削減対策

1 収入率向上への姿勢

市税の収入率向上・滞納額削減は、市財政の安定や税負担の公平性確保に極めて重要な要素である。本市では平成 28 年度に「第 4 次市税滞納削減アクションプラン」を策定し、一層の収入率向上・滞納額削減に取り組んできた。



2 市税滞納削減アクションプラン

第4次市税滞納削減アクションプラン概要（平成28～30年度）

1 背景

平成19年度に第1次、平成22年度に第2次、平成25年度に第3次と「市税滞納削減アクションプラン」を策定し、市税収入率向上・累積滞納額削減を進めてきた。

「第3次市税滞納削減アクションプラン」最終年度の平成27年度決算では、目標を上回る現年分収入率99.16%を達成、平成20年度末には約82億円あった累積滞納額は、約37億円まで削減した。

更なる収入率向上と累積滞納額削減を図るため、これまでの「市税滞納削減アクションプラン」の成果を検証し、現状分析・税制改正や税源移譲による影響などの検討を行い、「第4次市税滞納削減アクションプラン」を策定した。

2 「第3次市税滞納削減アクションプラン」の目標達成状況

平成27年度

現年課税分収入率 99.16% 目標 99.05%に対し0.11ポイント増加
 累積滞納額 37億1千万円 目標 50億円以下に対し12億9千万円減額

3 新たな目標

- ・現年課税分収入率……平成30年度までに99.26%とする。

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
現年課税分収入率	99.20%	99.24%	99.26%
市税収入見込額	1,285億3千万円	1,292億1千万円	1,414億5千万円

- ・累積滞納額……平成30年度までに27億円以下とする。

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
累積滞納額(目標値)	33億円以下	29億円以下	27億円以下

【市税滞納削減アクションプラン】

浜松市ホームページで公開しています。

[くらし・手続き](#) > [税金](#) > [制度の概要](#) > [市税滞納削減アクションプランについて](#)

3 平成30年度の取組

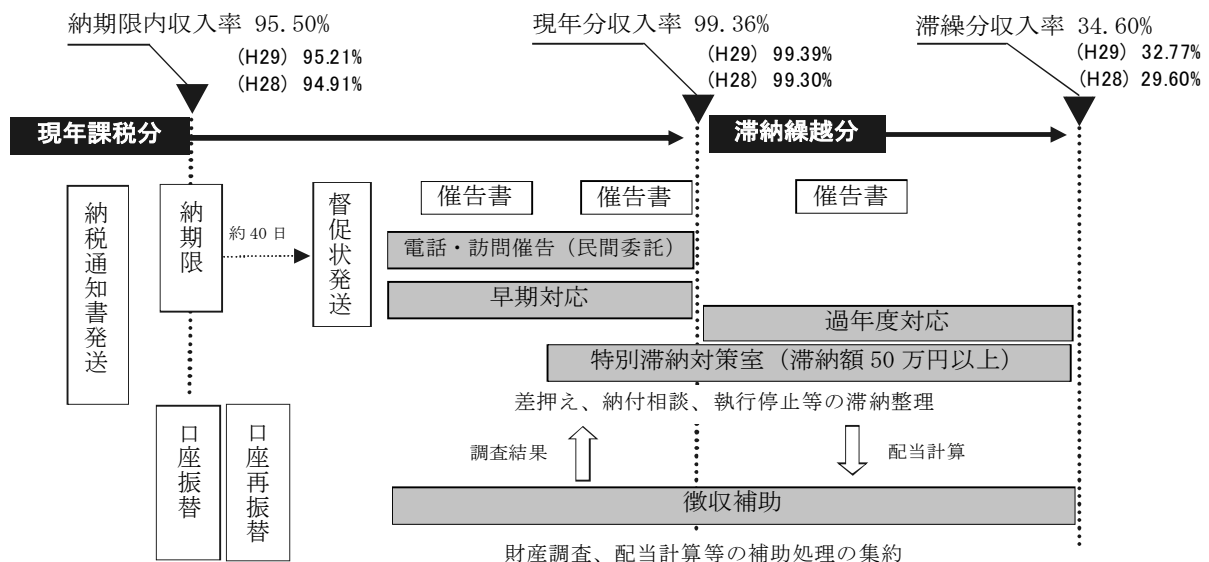
「第4次市税滞納削減アクションプラン」の目標を達成するため、更なる現年課税分収入率の向上と累積滞納額削減の取組を推し進めた。

主な取組

(1) 現年課税分収入率の向上

- ・口座振替の促進
 - 様々な機会を捉えた「安心・安全・便利」な口座振替の広報
 - 納税通知書に、あらかじめ申込みに必要な納税者情報を記載した口座振替申込書を同封
 - 税額更正で通常と異なる納期限等に課税した場合も口座振替に対応
- ・コンビニ納付の拡大
 - 個人市民税・固定資産税・軽自動車税は、再発行納付書や督促状等も含め全ての納付書をコンビニエンスストアで納付可能とした
- ・特別徴収事業所の指定と滞納の防止
 - 新規指定事業所等への制度説明と納期限内納入の勧奨
- ・現年課税分滞納整理の早期着手と強化
 - 滞納整理を早期に着手し、現年課税分収入率向上と新たな滞納の発生を防止
- ・広域の連携
 - 静岡県「個人住民税徴収対策本部会議」との連携
 - 浜松納税意識啓発市民会議と連携した納税意識の啓発
 - 多言語に対応したパンフレットの作成

<参考> 現年課税分の滞納整理等の流れ



(2) 累積滞納額の削減

- ・法令を遵守した法的処分の徹底
 - 「搜索・公売」など、法的処分による滞納整理の推進
 - 延滞金の徴収を徹底することで、納期限内納付を促進
- ・滞納早期での方針決定
 - 滞納早期の段階から「徴収可能」「徴収不能」を判断し、徴収可能な債権に業務を集中するなど徴収事務の高効率化を図る
- ・効果的な滞納処分推進
 - 換価価値が高い財産や、継続して徴収可能な債権へ滞納整理事務の主軸を移行させ、効果的な滞納整理を実施
- ・より細かなケース分類に基づく滞納整理
 - 滞納データを分析し、より効率的な滞納整理を実施
- ・福祉と連携した対応
 - 納税の意思はあるが自立した生活が難しい滞納者に対する自立支援として福祉部門の生活困窮者自立支援事業と連携
- ・静岡地方税滞納整理機構との連携
 - 広域的な機動力・調査力が必要な滞納事案を静岡地方税滞納整理機構へ移管し、解決を図る
- ・職員のスキルアップ
 - 新任者からエキスパート候補者まで業務習熟度に応じた実務研修を実施
 - 早期から滞納処分・執行停止を行う際に、職員間で判断のバラつきが出ないように判断基準を明確にする

(3) その他の取組

- ・納付手段多様化への対応
 - 時代に対応した納付環境整備の検討

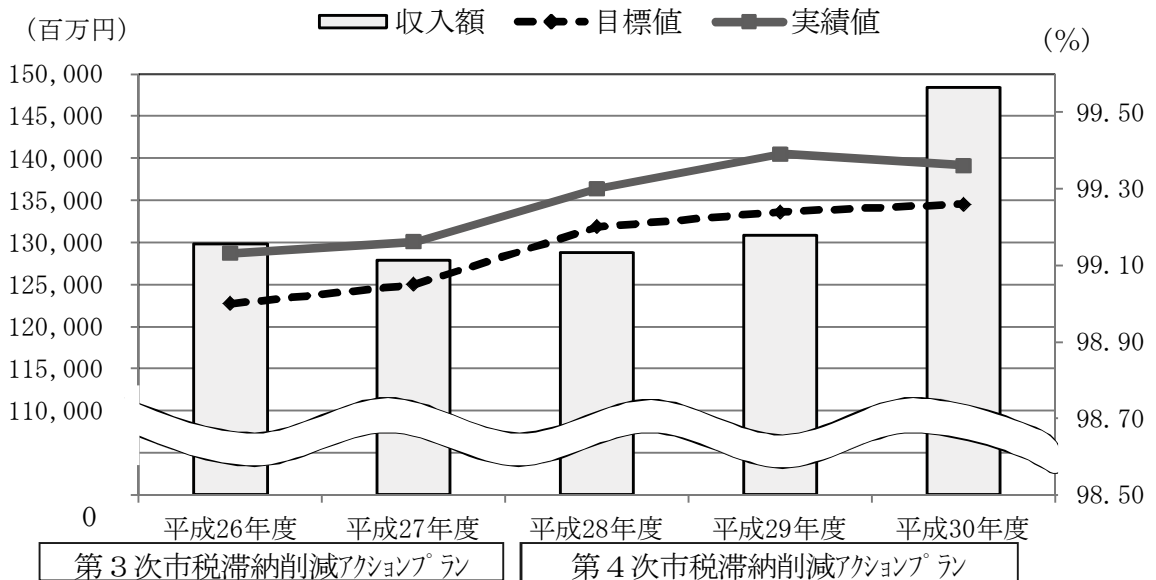
4 収入率向上・滞納額削減対策の成果

(1) 現年課税分の推移

現年課税分収入率の目標達成状況

(単位：％、百万円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
目標	99.00	99.05	99.20	99.24	99.26
実績	99.13	99.16	99.30	99.39	99.36
(参考) 収入額	129,772	127,885	128,765	130,839	148,445



第4次市税滞納削減アクションプランに掲げる納付手段の拡大や口座振替の推進などの取組により、平成30年度の現年分収入率は99.36%を確保した。

(2) 滞納繰越分の推移

累積滞納額削減の目標達成状況

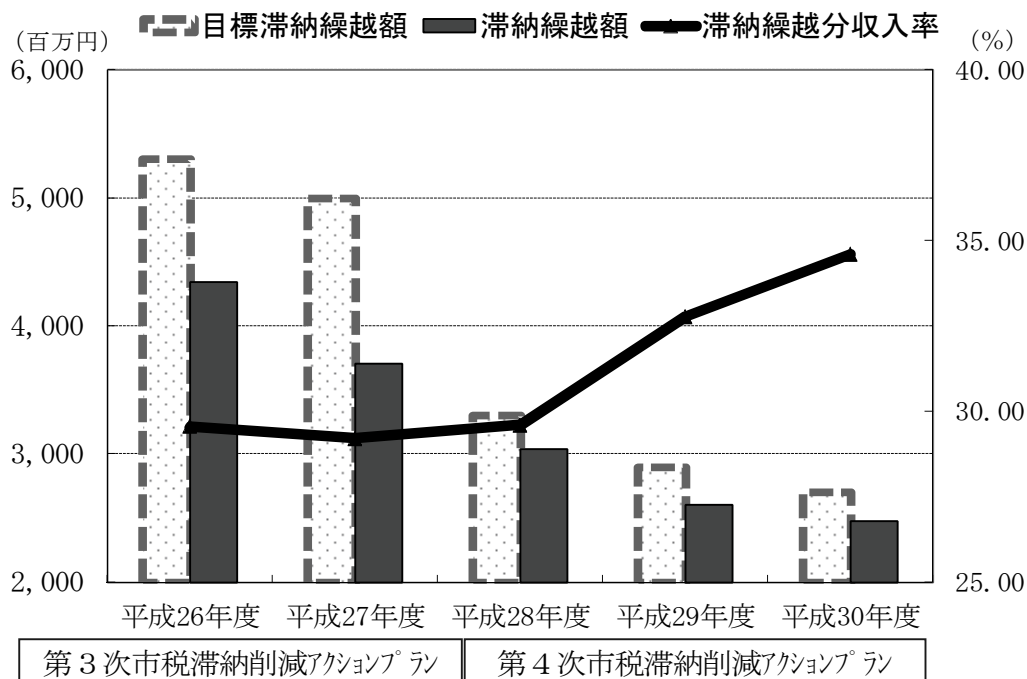
(単位：百万円、%)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
目標	5,300	5,000	3,300	2,900	2,700
実績	4,348	3,709	3,037	2,607	2,477
滞納分収入率	29.56	29.21	29.60	32.77	34.60

差押件数の推移

(単位：件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
差押件数	7,662	5,774	3,218	2,272	1,868



滞納早期から徴収の可否を判断し積極的に徴収不能分の整理を行ったことにより、累積滞納額を 24.77 億円に削減した。

5 今後の目標

「第4次市税滞納削減アクションプラン（平成28年度～平成30年度）」までの取組が大きな成果を収めたことを受け、更なる収入率の向上と累積滞納額削減の目標を掲げ、取組を推し進めて行く。「第5次市税滞納削減アクションプラン（令和元年度～令和6年度）」では、納期内収入率と累積滞納額を以下の目標数値とした。また、現年課税分収入率については、毎年度目標値を設定し、PDCAサイクルにより見直すこととした。

(1) 納期内収入率（個人市民税）

目標値

個人市民税の納期内収入率 **95.63%**（令和6年度）

(2) 累積滞納額

目標値

累積滞納額 **23億円以下**（令和6年度）

(3) 現年課税分収入率

毎年度目標値を設定し、PDCAサイクルにより見直す。
令和元年度は **99.40%**を目標値とする。

平成30年度は、収入率向上対策の推進などにより、多くの税目で現年課税分の収入率が上昇した。全体の収入率は、過去最高だった平成29年度の収入率より0.03ポイント減少したものの、「第4次市税滞納削減アクションプラン」の目標値を0.10ポイント上回る収入率となった。

令和元年度は、平成30年度を0.04ポイント上回る、過去最高値の99.40%を目標値とする。



Ⅲ 国と地方

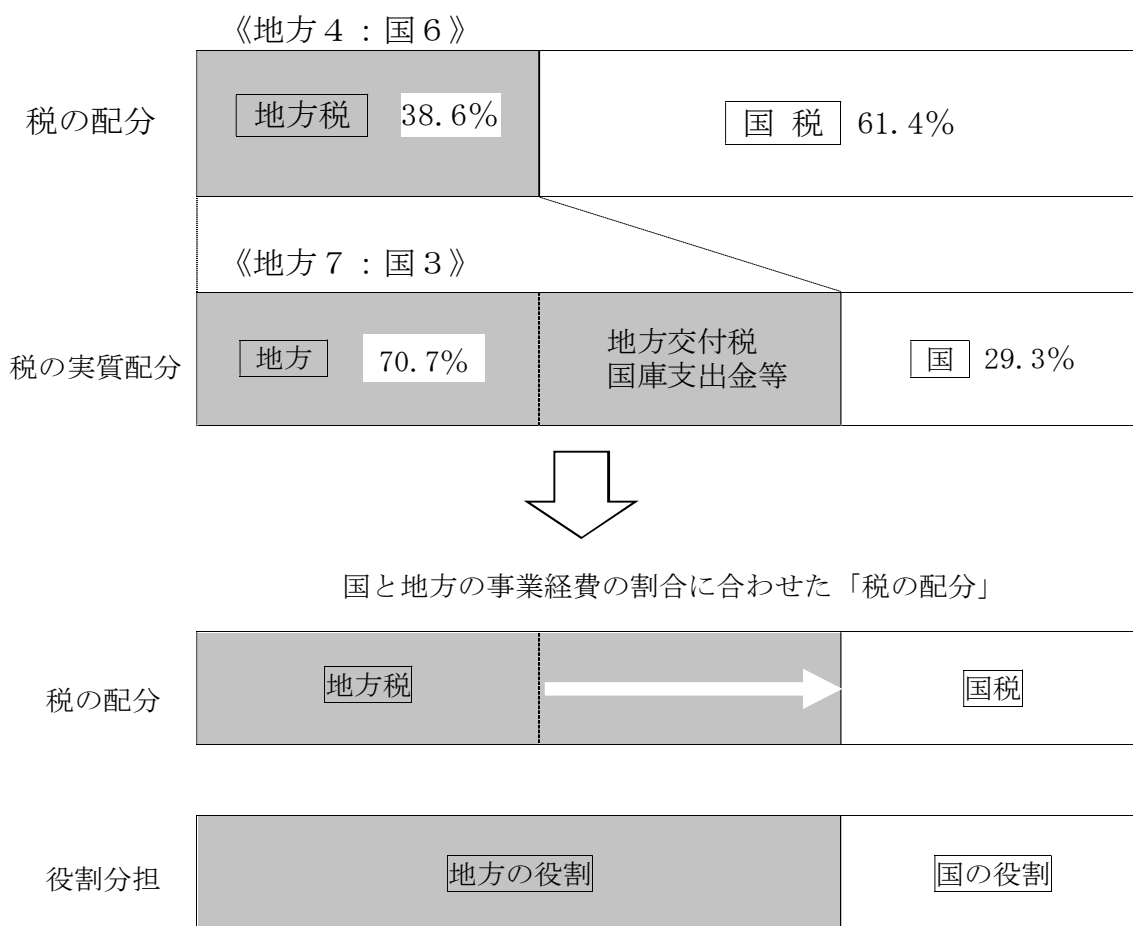
1 国と地方の税体系

平成 30 年度の地方と国の税配分は、地方 39 兆 5,022 億円、国 62 兆 8,432 億円で、地方 4 : 国 6 の割合である。

しかし、地方譲与税や地方交付税、国庫支出金などによる再配分の結果、地方 72 兆 3,597 億円、国 29 兆 9,857 億円で、地方 7 : 国 3 となる。

今後、地方公共団体が事務及び事業を、自主的かつ自立的に執行するためには、国と地方の事業の実質的な「税の配分」となるように、地方税の配分割合を高めていく必要がある。

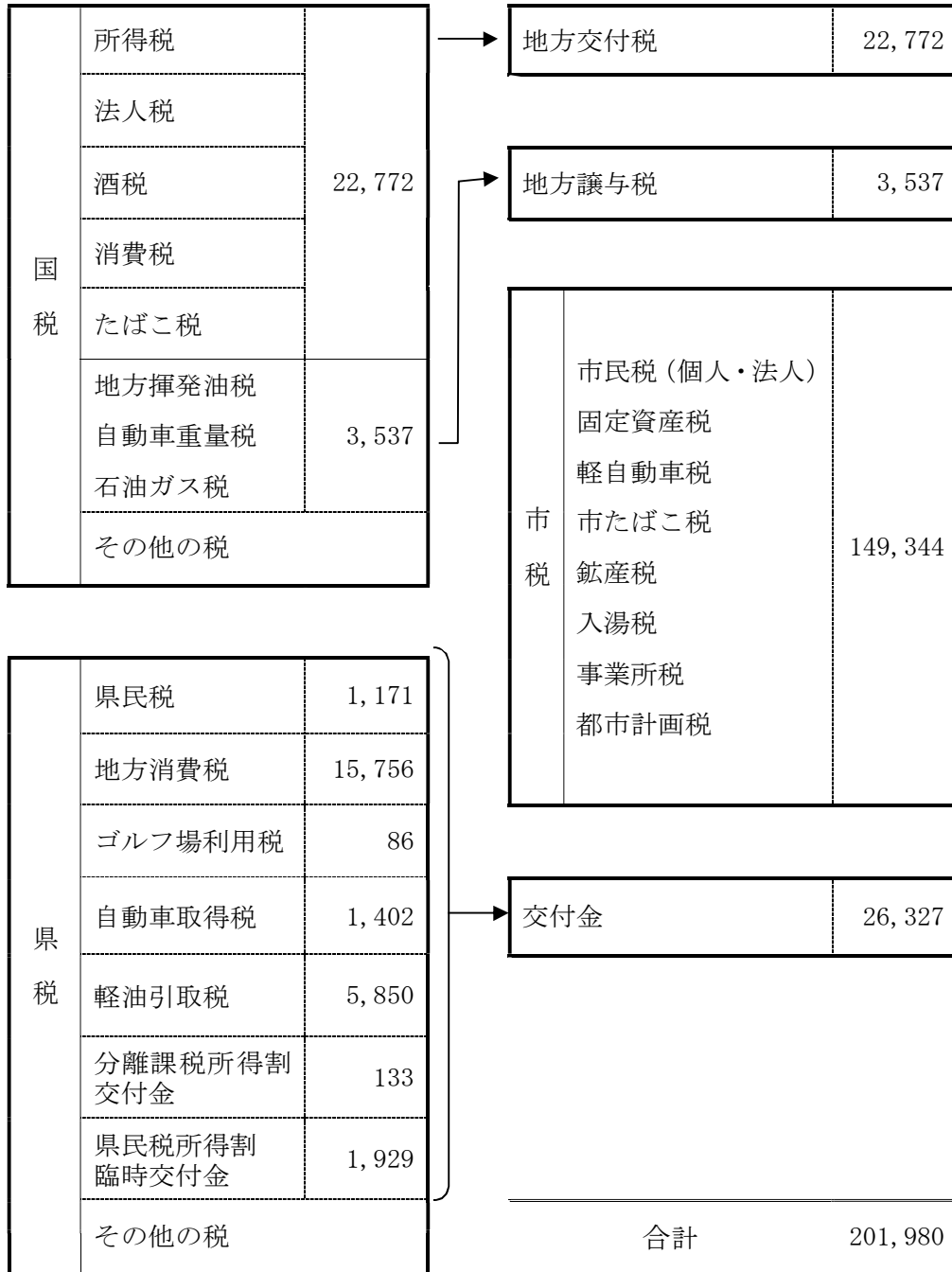
国と地方における税の配分状況（平成 30 年度）



(出典) 指定都市市長会「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（平成 31 年度）」

2 国税、県税、市税の関連図（平成 30 年度浜松市決算額）

（単位：百万円）



地方交付税 約 228 億円、地方譲与税 約 35 億円、県からの交付金 約 263 億円となり、市税 約 1,493 億円と合わせた税関係歳入合計の決算額は約 2,020 億円となった。

3 静岡地方税滞納整理機構

・ 設立の趣旨

静岡県と県内全ての 35 市町を構成団体とし、徴収が難しい税滞納案件を共同で専門的に処理する広域連合として、平成 20 年度に設立（浜松市から職員 2 名を派遣）

・ 事業内容

滞納整理事業・・・構成団体から引き受けた事案の滞納処分及び相談事務

税務研修事業・・・構成団体職員への徴収研修や課税研修の開催

申告書の受付等・・・軽自動車税申告書の受付、審査、保管等

・ 徴収実績（平成 30 年 6 月 1 日～令和元年 5 月 31 日）（単位：千円、%）

	浜松市	静岡県全体(※)
移管金額①	146,411	1,730,581
徴収金額②	78,082	865,719
収納率 ②÷①	53.3%	50.0%

※県財務事務所分を含む

・ 移管予告の効果（単位：千円、件）

催告対象金額（本税）	363,699	452 件
納付金額（延滞金含む）	43,351	完納件数 24 件・納付約束件数 105 件

・ 移管の効果（単位：千円、件）

機構徴収額 (A)	78,082	130 件（うち完納 18 件）
経費 (B) (機構への負担金支出)	21,907	基本負担額 (100) 処理件数割額 (14,300) 徴収実績割額 (7,507)
返還額 (C)	1,902	負担金に対する執行残
効果額 (A)-(B)+(C)	58,077	—

4 静岡県個人住民税徴収対策本部会議

・ 内容

「地域社会の会費」といわれる個人市民税・県民税の収入率向上と滞納額の削減を図るため、静岡県、県内市町、静岡地方税滞納整理機構が一体となった取組を行う。

・ 県内の実績

収入率は全国平均を上回るペースで上昇

(単位：%)

		平成 29 年度	平成 30 年度
県全体	目標値	96.6	96.8
	実績値	95.9	96.7
全国平均		96.3	96.9
全国順位		33 位	25 位

平成 30 年度末滞納繰越額 72 億円（平成 29 年度 80 億円）

5 寄附金制度

条例指定寄附金制度

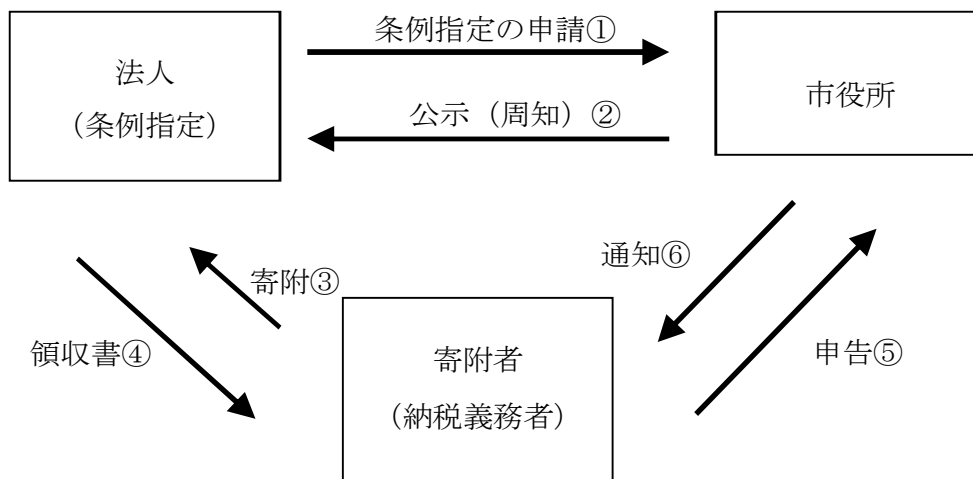
・内容

浜松市は地方税法に基づき、所得税で寄附金控除が認められている寄附金のうち、市内に事務所を有する法人又は団体への寄附金で、市民の福祉の増進に寄与するものを、個人市民税の寄附金税額控除の対象として定めている。

・本市が条例指定した法人数（平成 31 年 3 月 31 日現在）

社会福祉法人	78 法人	
国公立大学法人	3 法人	
私立学校法人	15 法人	
公益財団法人	14 法人	
公益社団法人	4 法人	
認定NPO法人	6 法人	
独立行政法人	1 法人	合計 121 法人

・制度の仕組（概要）



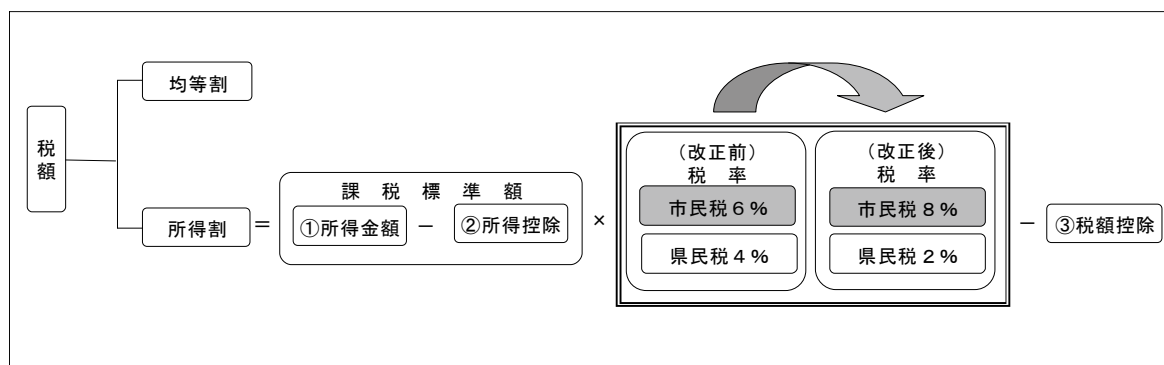
ふるさと納税（寄附金）制度

- ・ふるさと納税は、本市にゆかりのある方、愛着のある方、故郷に貢献したい方から、本市へ寄附というかたちで応援していただくものである。
- ・申告により寄附金額の一定限度額を個人市民税・県民税から控除ができる。

6 県費負担教職員制度権限移譲に伴う税源移譲

(1) 税源移譲の概要

県費負担教職員の給与負担事務が道府県から指定都市へ移譲されることに対する財政措置として、道府県から指定都市に個人住民税所得割の税率2%相当分の税源移譲が行われた。



(2) 税源移譲影響額

(単位：百万円)

	平成 30 年度
個人市民税所得割額（現年課税分）	61,341
税額移譲影響額	13,630

(3) 交付金措置

- 平成 29 年度から給与負担事務が道府県から指定都市へ移譲され、平成 30 年度分個人住民税の税率が変更されるまでの経過措置として、道府県から指定都市へ以下の税源移譲相当額が道府県民税所得割臨時交付金として交付された。
 - ▶ 平成 29 年度の収入となる個人住民税（退職所得の分離課税に係る所得割を除く。）
 - ▶ 平成 30 年度の収入となる個人住民税のうち、給与所得に係る特別徴収の方法によって徴収されるもので、平成 30 年度 4 月及び 5 月に支払われる給与等に係るもの
- 退職所得の分離課税に係る所得割は、当分の間税率を変更せず、分離課税所得割交付金として、指定都市所在道府県から指定都市へ税源移譲相当額を交付することとされた。

(単位：百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度
分離課税所得割交付金	154	133
道府県民税所得割臨時交付金	14,944	1,929
合計	15,098	2,062



IV 統計からみた浜松市の税

1 指定都市と比べた浜松市の特徴

(1) 平成30年度決算税目別収入額構成比の比較

(単位：百万円、%・ポイント)

		指定都市 平均収入額	① 構成比	浜松市 収入額	② 構成比	②－① 差
市民税	個人	115,120	39.9	62,669	42.0	2.1
	法人	30,360	10.5	13,884	9.3	△1.2
固定資産税		102,798	35.6	53,519	35.8	0.2
軽自動車税		1,730	0.6	2,140	1.4	0.8
市たばこ税		9,472	3.3	4,517	3.0	△0.3
事業所税		8,114	2.8	5,150	3.5	0.7
都市計画税		20,709	7.2	7,352	4.9	△2.3
その他の税		191	0.1	114	0.1	0.0
合計		288,494	-	149,344	-	-

※ 現年課税分と滞納繰越分の合計

※ 指定都市平均収入額は「市町村税の徴収実績 第6表」の20市平均額

※ 表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。

- ・ 指定都市平均と本市を比べると、本市は個人市民税・軽自動車税・事業所税の構成比が高く、法人市民税・都市計画税の構成比が低い。
- ・ 固定資産税の構成比が指定都市平均より高く、都市計画税の構成比が低い。
 - 他政令市と比較して、市街化区域の面積割合が少ないことが理由と思われる。
- ・ 軽自動車税の構成比は1.4%であり、指定都市平均0.6%の倍以上である。
 - 本市が郊外型の都市であり、軽自動車が市民生活に欠かせないことと、大手軽自動車会社が市内にあり、軽自動車が市民の足として定着していることが理由と思われる。

IV 統計からみた浜松市の税

(2) 収入額の指定都市比較

(単位：千人、百万円、円)

順位 全体	市名	人口	市税収入額 (百万円)	順位	市民一人 当たり(円)	順位	
				類似都市		全体	類似都市
1	横浜市	3,749	823,720		219,712	4	
2	大阪市	2,716	737,441		271,477	1	
3	名古屋市	2,290	583,278		254,751	2	
4	川崎市	1,504	353,077		234,697	3	
5	福岡市	1,541	332,597		215,797	5	
6	札幌市	1,954	325,865		166,778	19	
7	神戸市	1,533	300,901		196,301	11	
8	京都市	1,409	291,702		207,019	6	
9	さいたま市 <類似都市>	1,306	265,178	1	203,034	8	1
10	広島市	1,195	234,187		196,050	12	
11	仙台市	1,059	214,066		202,200	9	
12	千葉市	970	197,202		203,206	7	
13	北九州市	950	171,615		180,613	14	
14	浜松市 <類似都市>	803	149,344	2	186,045	13	3
15	堺市 <類似都市>	836	147,721	3	176,665	17	6
16	静岡市 <類似都市>	700	139,922	4	199,904	10	2
17	新潟市 <類似都市>	790	133,105	5	168,509	18	7
18	相模原市 <類似都市>	717	127,892	6	178,269	16	5
19	岡山市 <類似都市>	707	127,632	7	180,435	15	4
20	熊本市 <類似都市>	731	113,434	8	155,167	20	8
	指定都市平均		288,494		199,831		
	類似都市平均		150,528		181,003		

※ 各市の収入額は「市町村税の徴収実績 第6表」の速報値で決算認定前の数値

※ 人口は、各市ホームページで確認できた平成31年3月31日もしくは同年4月1日現在の住民基本台帳による数値

<類似都市>

平成13年度以降に合併を行い、政令指定都市となった8都市

(さいたま市、静岡市、堺市、浜松市、新潟市、岡山市、相模原市、熊本市)

(指定都市中の本市の順位)

市税収入額 14位 (平成29年度15位)

一人当たり市税収入額 13位 (平成29年度14位)

(類似都市中の本市の順位)

市税収入額 2位 (平成29年度3位)

一人当たり市税収入額 3位 (平成29年度3位)

(3) 平成30年度決算税目別収入率の比較(現年課税分)

(単位:百万円、%・ポイント)

		指定都市 平均収入額	① 収入率	浜松市 収入額	② 収入率	②-① 差
市民税	個人	114,352	98.99	62,120	98.92	△0.07
	法人	30,324	99.88	13,867	99.96	0.08
固定資産税		102,362	99.55	53,247	99.58	0.03
軽自動車税		1,705	97.97	2,119	98.79	0.82
市たばこ税		9,472	100.00	4,517	100.00	0.00
事業所税		8,106	99.95	5,148	99.96	0.01
都市計画税		20,612	99.49	7,314	99.58	0.09
その他の税		190	99.59	114	99.31	△0.28
合計		287,123	99.36	148,445	99.36	0.00
前年度実績計		256,338	99.37	130,839	99.39	0.02
前年度との差		30,785	△0.01	17,606	△0.03	△0.02

※ 指定都市平均収入額は「市町村税の徴収実績 第6表」の20市平均額

- ・市税全体としては、指定都市平均と同水準である。
- ・個人市民税は指定都市平均を下回るが、多くの税目で指定都市平均を上回っている。

IV 統計からみた浜松市の税

(4) 収入率の指定都市比較

(単位：%)

順位	市名	全体分	順位	現年課税分	順位		滞納繰越分	順位	
			類似都市		全体	類似都市		全体	類似都市
1	名古屋市	99.48		99.69	1		47.74	2	
2	川崎市	99.24		99.56	3		52.88	1	
3	横浜市	99.23		99.55	4		47.41	3	
4	京都市	99.04		99.58	2		42.10	6	
5	札幌市	98.81		99.54	5		38.38	10	
6	静岡市 <類似都市>	98.75	1	99.45	6	1	42.36	5	1
7	福岡市	98.74		99.43	7		40.32	8	
8	仙台市	98.53		99.29	14		43.78	4	
9	大阪市	98.50		99.40	8		31.22	16	
10	堺市 <類似都市>	98.48	2	99.37	10	2	41.01	7	2
11	北九州市	98.43		99.30	13		40.30	9	
12	神戸市	98.36		99.31	12		35.81	12	
13	浜松市 <類似都市>	98.25	3	99.36	11	3	34.60	14	5
14	さいたま市 <類似都市>	98.12	4	99.15	18	6	37.78	11	3
15	千葉市	97.89		99.26	15		32.77	15	
16	相模原市 <類似都市>	97.48	5	99.11	19	7	34.76	13	4
17	熊本市 <類似都市>	97.40	6	99.08	20	8	29.59	18	7
18	岡山市 <類似都市>	97.39	7	99.24	16	4	31.02	17	6
19	新潟市 <類似都市>	97.38	8	99.23	17	5	26.26	19	8
20	広島市	97.25		99.38	9		22.79	20	
	指定都市平均	98.34		99.36			37.64		
	類似都市平均	97.91		99.25			34.67		

※ 各市の収入率は「市町村税の徴収実績 第6表」から算出した速報値で決算認定前の数値

(指定都市中の本市の順位)

全体分収入率 13位 (平成29年度13位)

現年課税分収入率 11位 (平成29年度9位)

滞納繰越分収入率 14位 (平成29年度14位)

(類似都市中の本市の順位)

全体分収入率 3位 (平成29年度3位)

現年課税分収入率 3位 (平成29年度2位)、滞納繰越分収入率 5位 (平成29年度5位)

- ・全体分収入率は指定都市平均を下回り、前年度と同順位。
- ・現年課税分収入率は指定都市平均と同水準、前年度から順位を2位下げた。
- ・滞納繰越分収入率は指定都市平均を下回り、前年度と同順位。
- ・類似都市平均の収入率と比較すると、滞納繰越分は低く、全体分と現年課税分は高い。

(5) 平成30年度決算税目別滞納繰越額の比較

(単位：百万円、%・ポイント)

		指定都市 平均滞納繰越額	① 構成比	浜松市 滞納繰越額	② 構成比	②－① 差
市民税	個人	2,190	61.7	1,660	67.0	5.3
	法人	133	3.7	53	2.1	△1.6
固定資産税		911	25.7	599	24.2	△1.5
軽自動車税		89	2.5	75	3.0	0.5
市たばこ税		0	0.0	0	0.0	0.0
事業所税		11	0.3	6	0.2	△0.1
都市計画税		195	5.5	83	3.4	△2.1
その他の税		23	0.6	1	0.1	△0.5
合計		3,552	-	2,477	-	

前年度実績計	3,817		2,607		
前年度との差	△265		△130		

※ 指定都市平均滞納繰越額は、「地方行財政調査会 市税決算見込額調べ」の20市平均額

- ・ 指定都市平均と比べると、本市は個人市民税・軽自動車税の構成比が高い。

(6) 滞納繰越額の指定都市比較

(単位：百万円、%)

市名	調定額 ① 平成30年度	年度末滞納繰越額			②÷① 調定額に 対する割合
		② 平成30年度	③ 平成29年度	②－③ 増減	
札幌市	329,798	3,548	3,991	△ 443	1.08
仙台市	217,261	2,971	3,018	△ 47	1.37
さいたま市〈類似都市〉	270,248	4,636	4,646	△ 10	1.72
千葉市	201,453	4,015	4,181	△ 166	1.99
川崎市	355,777	2,156	2,417	△ 261	0.61
横浜市	830,113	5,472	5,199	273	0.66
相模原市〈類似都市〉	131,198	2,976	3,302	△ 326	2.27
新潟市〈類似都市〉	136,681	3,360	3,457	△ 97	2.46
静岡市〈類似都市〉	141,697	1,583	1,750	△ 167	1.12
浜松市 〈類似都市〉	152,005	2,477	2,607	△ 130	1.63
名古屋市	586,351	2,630	2,447	183	0.45
京都市	294,533	2,529	2,814	△ 285	0.86
大阪市	748,697	9,574	10,122	△ 548	1.28
堺市〈類似都市〉	150,000	2,091	2,256	△ 165	1.39
神戸市	305,927	4,408	4,630	△ 222	1.44
岡山市〈類似都市〉	131,046	3,133	3,567	△ 434	2.39
広島市	240,819	4,561	6,731	△ 2,170	1.89
北九州市	174,353	2,502	2,597	△ 95	1.43
福岡市	336,854	3,863	3,799	64	1.15
熊本市〈類似都市〉	116,458	2,562	2,822	△ 260	2.20
指定都市平均	292,563	3,552	3,818	△ 266	0.97
類似都市平均	153,667	2,852	3,051	△ 199	2.31

※各市の金額は「市町村税の徴収実績 第6表」から算出した速報値で決算認定前の数値

※表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。

- ・本市は、年度末滞納繰越額の調定額に対する割合は指定都市平均より高く、類似都市平均より低い。
- ・ほとんどの市で滞納繰越額は前年度より減少している。

【政令指定都市の詳細】

市税のすがた「資料編」 P37～P50

2 過去の決算と比べた平成30年度決算の特徴

(1) 税目別収入額の推移

(単位：百万円)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
市民税	個人	46,108	46,935	47,635	47,831	62,669
	法人	13,881	11,680	10,518	11,323	13,884
固定資産税		52,046	51,467	52,416	53,421	53,519
軽自動車税		1,615	1,656	1,947	2,041	2,140
市たばこ税		5,185	5,062	4,896	4,614	4,517
事業所税		5,039	4,976	4,959	5,067	5,150
都市計画税		7,310	7,243	7,349	7,404	7,352
その他の税		133	131	132	129	114
合計		131,317	129,150	129,852	131,831	149,344

※現年課税分と滞納繰越分の合計

平成27年度は法人市民税の税率改正等の影響により減収となった。

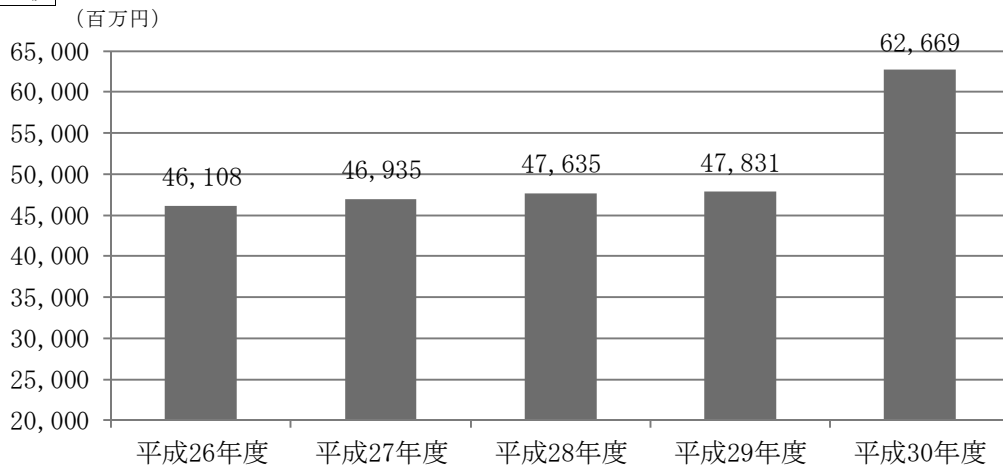
平成28年度は法人市民税の税率改正等による減収の一方、軽自動車税の税率改正や固定資産税の増などにより、全体では前年度に比べ増収となった。

平成29年度は雇用環境の改善や企業収益の改善により、増収となった。

平成30年度は県費負担教職員制度権限移譲に伴う税源移譲や企業収益の改善により、前年度に比べ約175億円増収の約1,493億円となった。

IV 統計からみた浜松市の税

個人市民税

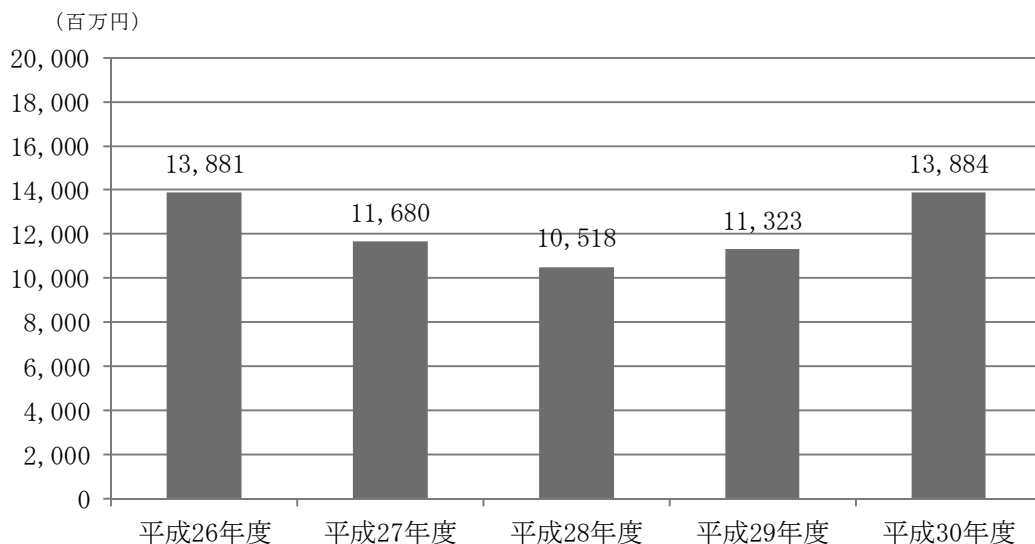


平成 20 年 9 月のリーマンショックの影響が続いていたが、平成 24 年度以降に回復の兆しが見え始め増収傾向となっている。

平成 26 年度以降は、「防災・減災のための臨時特例法」による均等割額の増加や、給与所得控除額の上限見直し等により増収となった。

平成 30 年度は、県費負担教職員制度権限移譲に伴う税源移譲が影響し、前年度に比べ約 148 億 4 千万円増収の約 626 億 7 千万円となった。

法人市民税

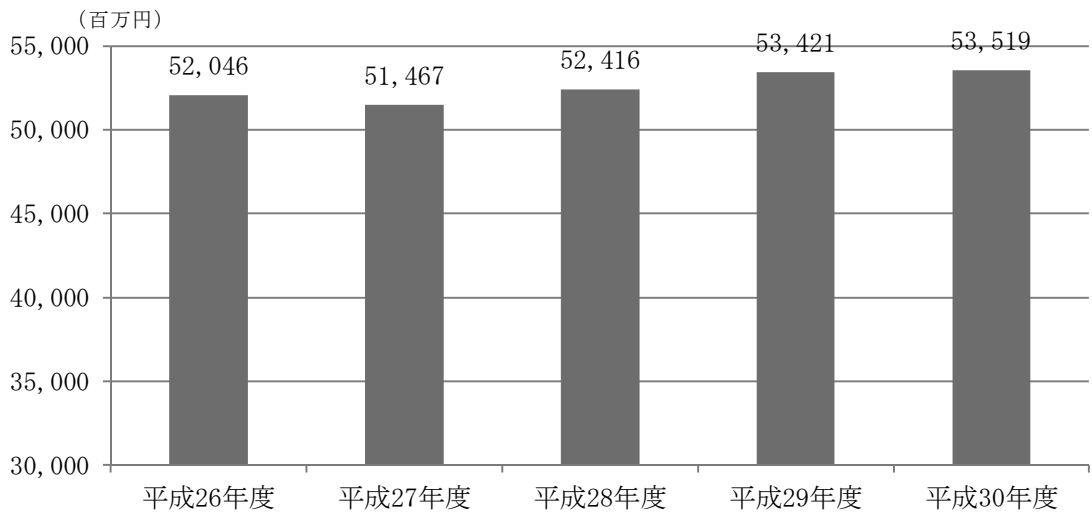


リーマンショックの影響からの回復の兆しが見え始め、平成 26 年度まで 5 年連続の増収となった。

平成 27 年度以後も企業収益は改善傾向が続いているが、平成 27 年度及び平成 28 年度は法人市民税の税率改正等により減収となった。

平成 29 年度以降は企業収益の改善が影響し、平成 30 年度は前年度に比べ約 25 億 6 千万円増収の約 138 億 8 千万円となった。

固定資産税

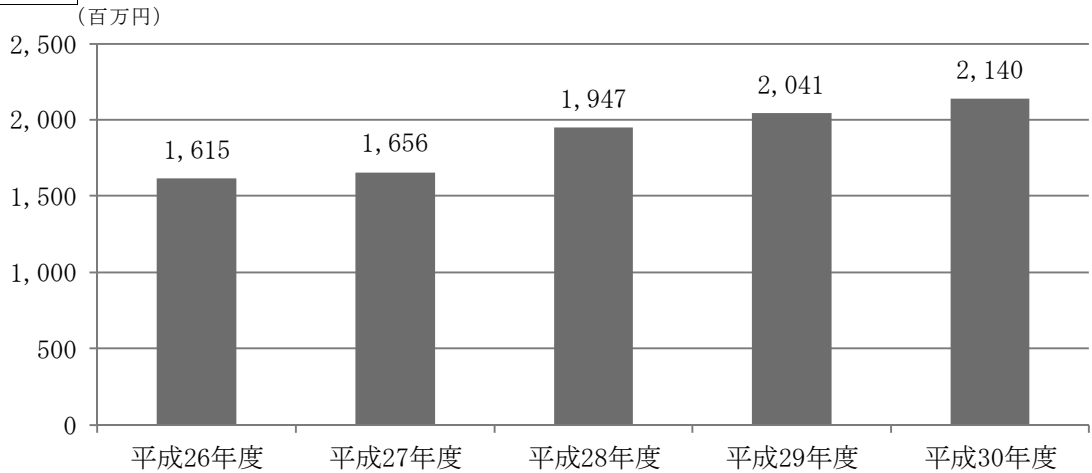


平成 27 年度は、3 年に一度の評価替えによる既存家屋の経年減価を反映し減収となった。

平成 28 年度及び平成 29 年度は家屋新增築の増加等により、増収となった。

平成 30 年度は、評価替えによる既存家屋の減収があったものの、企業の設備投資による償却資産の増加などにより、前年度と比べ約 1 億円増収の約 535 億 2 千万円となった。

軽自動車税

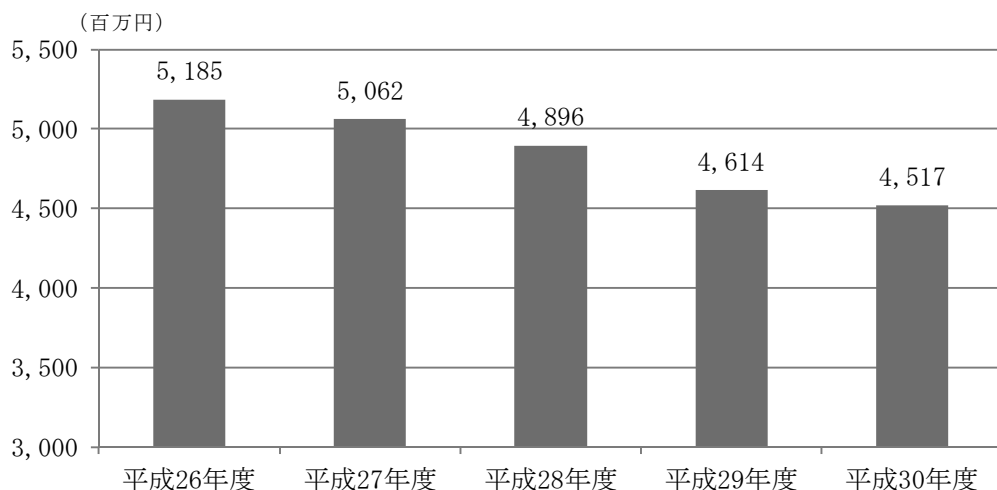


軽四輪自動車の登録台数が毎年増加していることにより増収となっている。

平成 28 年度は税率改正や経年車への割増課税等により、増収となった。

平成 30 年度は、前年度に比べ約 1 億円増収の約 21 億 4 千万円となった。

市たばこ税

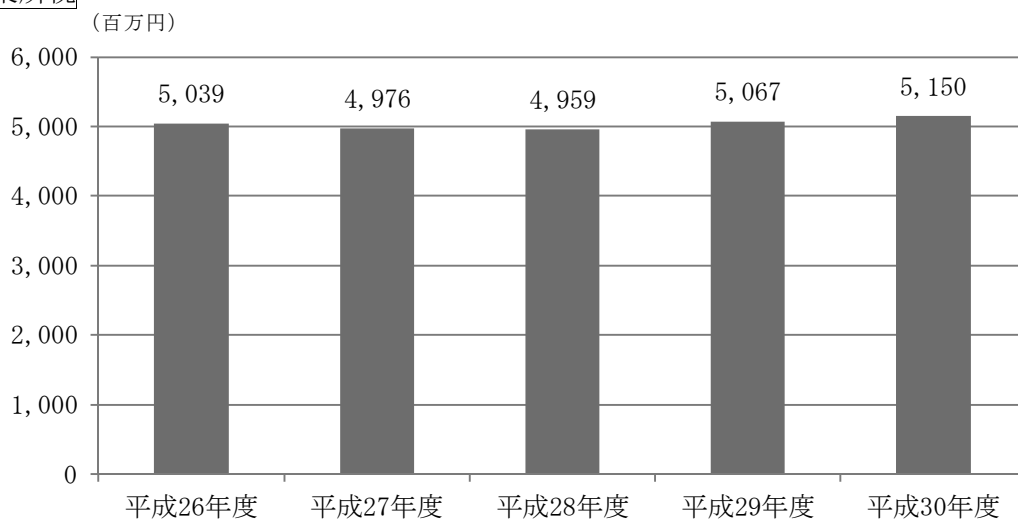


たばこ離れによる喫煙者の減少により、売渡本数は年々減少し、市たばこ税は減収傾向が続いている。

平成 28 年度は、特例税率の段階的廃止により旧 3 級品の税率が引き上げられたが、対象品の売渡本数が少ないため増収幅が小さく、全体の売渡本数の減少により減収となった。

平成 30 年度は、紙巻たばこの税率引上げ及び加熱式たばこの課税方式見直しが行われたが、売渡本数の減少により前年度に比べ約 1 億円減収し、約 45 億 2 千万円となった。

事業所税



市町村合併で浜松市となった地域の課税免除が終了した平成 23 年度以降の事業分からは、大きな変動がなく推移している。

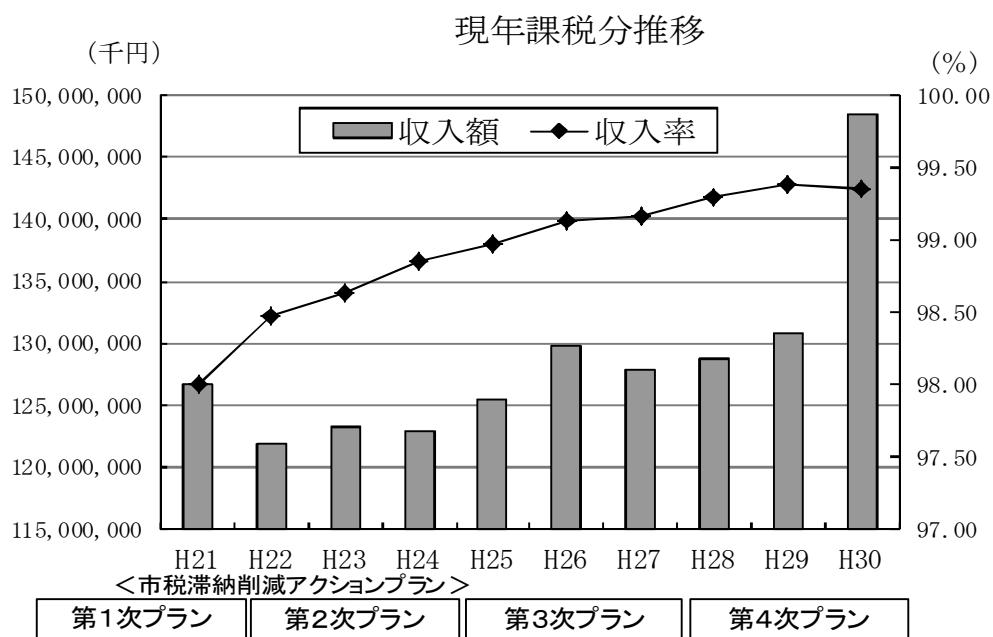
平成 30 年度は、前年度に比べ約 8 千万円増収の約 51 億 5 千万円となった。

(2) 収入額、収入率の推移

現年課税分

(単位：千円、%)

	調定額	収入額	収入率
平成21年度	129,236,948	126,661,064	98.01
平成22年度	123,888,269	121,992,099	98.47
平成23年度	125,059,237	123,340,696	98.63
平成24年度	124,342,438	122,908,560	98.85
平成25年度	126,761,932	125,451,337	98.97
平成26年度	130,904,421	129,772,034	99.13
平成27年度	128,965,729	127,885,679	99.16
平成28年度	129,669,693	128,764,701	99.30
平成29年度	131,641,665	130,839,269	99.39
平成30年度	149,408,123	148,445,324	99.36



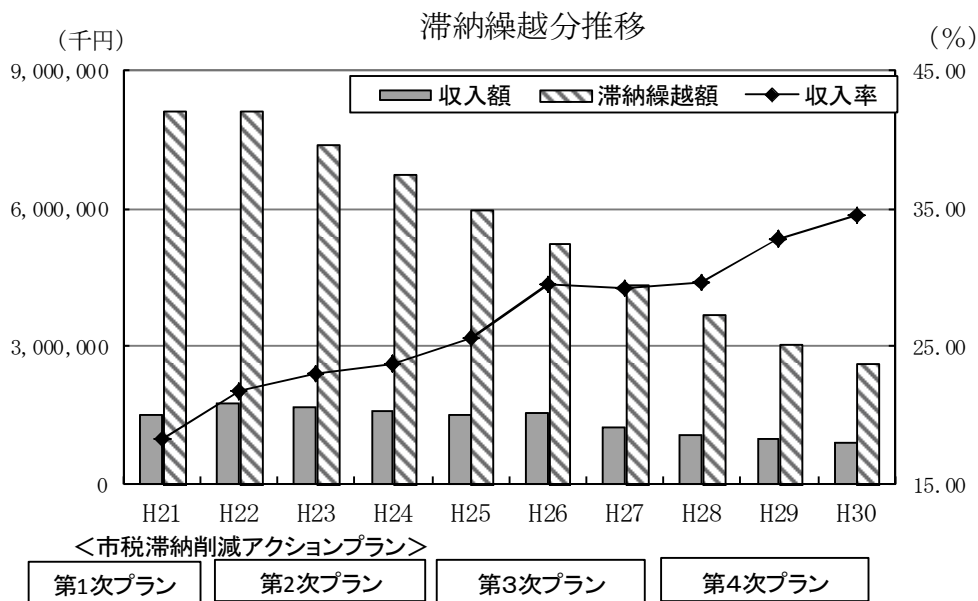
個人市民税の特別徴収事業所の指定拡大や、「市税滞納削減アクションプラン」による徴収対策に加え、経済情勢の好転により年々増収し、平成29年度決算では過去最高の99.39%となった。平成30年度決算は、前年度から0.03ポイント減少の99.36%となった。

滞納繰越分

(単位：千円、%)

	滞納繰越額	収入額	収入率
平成21年度	8,134,982	1,495,679	18.39
平成22年度	8,125,055	1,769,955	21.78
平成23年度	7,389,077	1,707,823	23.11
平成24年度	6,730,452	1,600,534	23.78
平成25年度	5,959,442	1,527,291	25.63
平成26年度	5,228,071	1,545,202	29.56
平成27年度	4,329,424	1,264,669	29.21
平成28年度	3,672,001	1,086,861	29.60
平成29年度	3,026,272	991,765	32.77
平成30年度	2,596,425	898,423	34.60
令和元年度※	2,476,794	-	-

※令和元年度は、年度当初の滞納繰越額



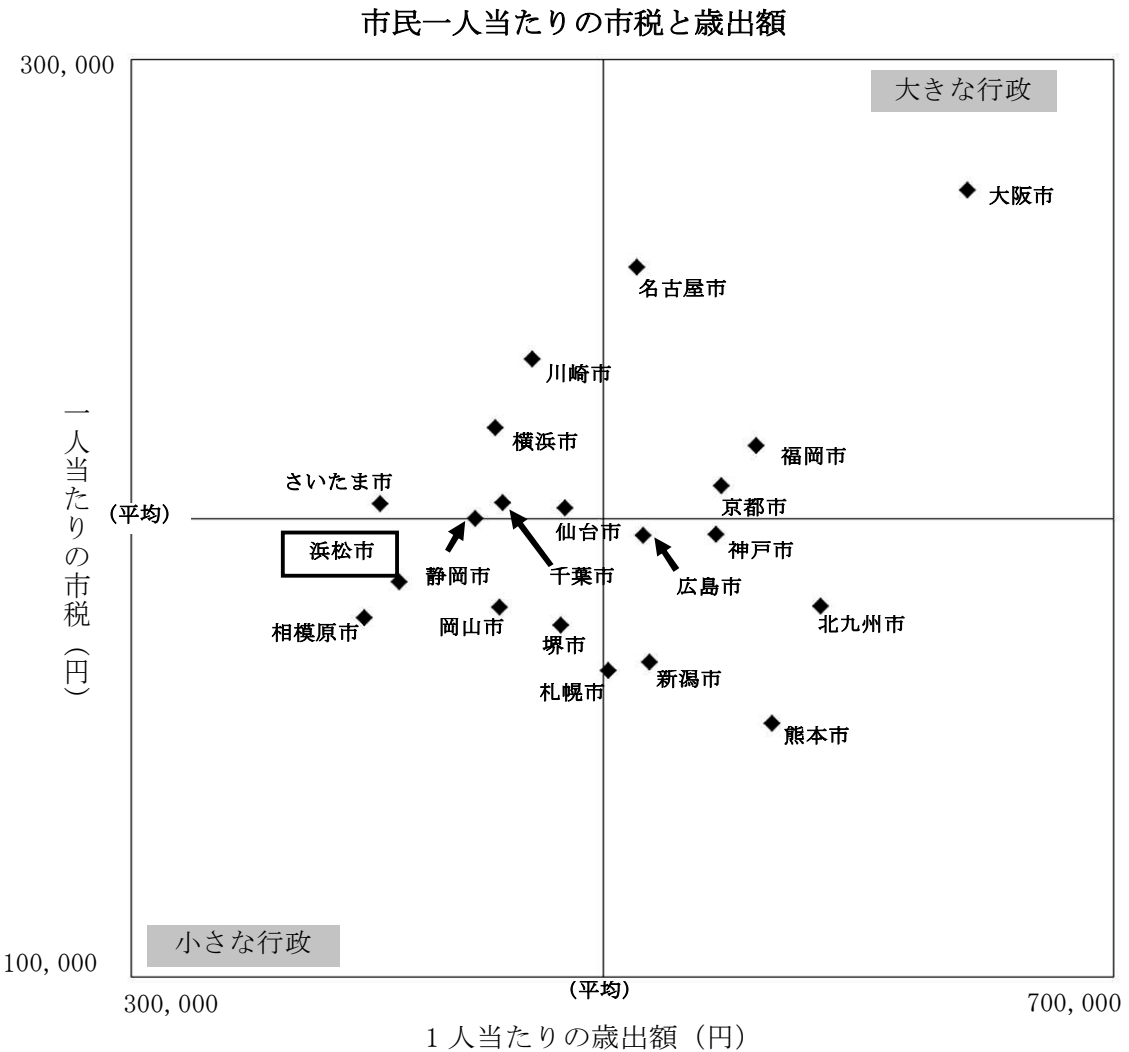
早期の滞納整理による新規滞納繰越額の抑制と、差押えを中心とした滞納整理により収入率が向上してきた。その結果「第4次市税滞納削減アクションプラン」の平成30年度決算目標値である累積滞納額（滞納繰越額）27億円以下を達成し、約24億8千万円となった。

3 市民一人当たりの税額と歳出額

(1) 市民一人当たりの市税と歳出額の関係

- 大きな行政型 市税も歳出も多い⇒大阪市、名古屋市など
 市税が多く歳出が少ない⇒川崎市、さいたま市など
- 小さな行政型 市税も歳出も少ない⇒相模原市、岡山市など
 市税が少なく歳出が多い⇒熊本市、北九州市など

浜松市は、「小さな行政型」に分類できる。一人当たりの市税は指定都市平均よりやや少なく、一人当たりの歳出額は指定都市の中でも少ない。



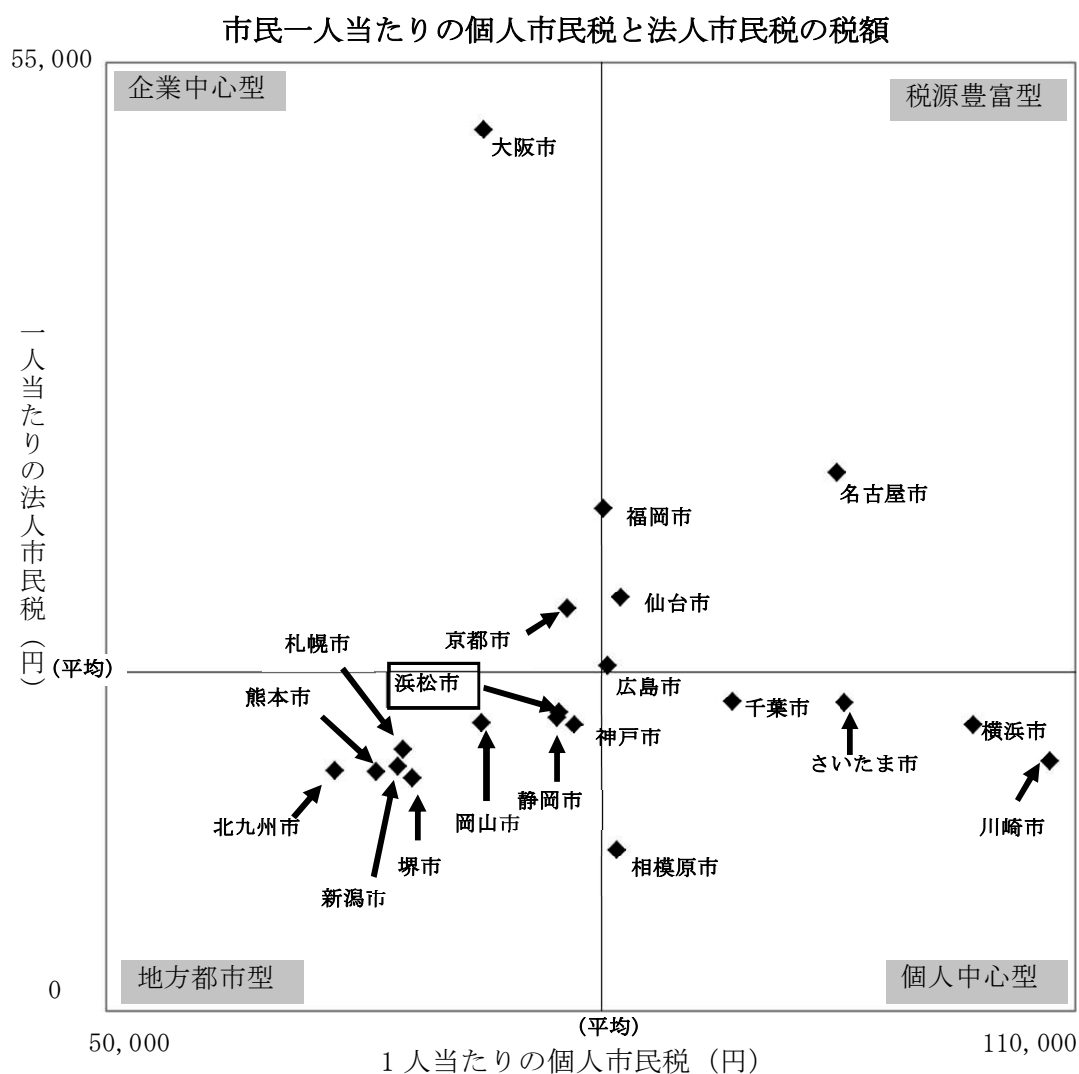
指定都市平均値 市民一人当たり歳出：492,476 円 市民一人当たり市税：199,831 円	浜松市 市民一人当たり歳出：409,495 円 市民一人当たり市税：186,045 円
---	---

※歳出は、平成 29 年度地方財政状況調査に基づくもの

(2) 市民一人当たりの個人市民税と法人市民税の税額

税源豊富型	法人市民税も個人市民税も多い⇒名古屋市、仙台市
地方都市型	法人市民税も個人市民税も少ない⇒北九州市、熊本市など
企業中心型	法人市民税が多く個人市民税が少ない⇒大阪市、京都市
個人中心型	法人市民税が少なく個人市民税が多い⇒川崎市、横浜市など

浜松市は、「地方都市型」に分類できる。一人当たりの個人市民税は指定都市平均よりわずかに少なく、法人市民税も指定都市平均より少ない。



指定都市平均値	浜松市
市民一人当たり個人市民税：80,676円	市民一人当たり個人市民税：78,070円
市民一人当たり法人市民税：19,661円	市民一人当たり法人市民税：17,296円

静岡県浜松市中区元目町 120 番地の 1

浜松市 財務部 税務総務課

TEL :053-457-2141

FAX :050-3730-9578

E-mail :zei-soumu@city.hamamatsu.shizuoka.jp

HP :<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>

発行年月：令和元年 9 月